

鎌倉市まちづくり条例に基づく中規模開発事業の手続の手引き

まちづくり計画部 土地利用政策課 （土地利用調整担当）

この手引きは、鎌倉市まちづくり条例（以下「まちづくり条例」）に基づく中規模開発事業に係る手続を行う上で、必要な事項の概要を説明したものです。詳しくは同条例・施行規則を御覧ください。

I 手続の趣旨

開発事業を行う場合、都市計画法をはじめとする各種法令等に規定する基準等に適合していることが必要です。鎌倉市では、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（以下「開発事業条例」）の手続において、法令等の適合確認等を行うこととしています。

一方、まちづくり条例に基づく中規模開発事業の手続は、開発事業条例の手続に入る前段階において、周辺住民等の開発事業の予定があることをより早期に公開することなどにより、周辺の土地利用との調和と計画的な土地利用の誘導を図るとともに、その後の開発事業条例に基づく手続がより円滑に進められるよう設けた制度です。

このため、まちづくり条例に基づく中規模開発事業の手続が終了しないと、開発事業条例等に基づく手続に入ることができません。

II 中規模開発事業の届出対象（条例第2条第6号）

- ①「鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例」（以下「特定土地利用条例」）に規定する「特定土地利用」【※1 参照】
- ②開発事業に係る土地の面積が500㎡以上5,000㎡（市街化調整区域又は保全対象緑地【※2 参照】を含む場合は、2,000㎡）未満の開発事業
- ③「開発事業条例」に規定する「指定建築物」【※3 参照】の建築で、開発事業に係る土地の面積が500㎡未満のもの
- ④開発事業に係る土地の面積が300㎡以上500㎡未満の「一定の開発事業」【※4 参照】

【※1】「特定土地利用」とは、次に掲げる行為です。

墓地等の設置	墓地、埋葬等に関する法律に規定する許可を要する墓地の設置又は同法に規定する火葬により生じた焼骨の粉末を地表等へ散布するための区域の設置
動物霊園の設置	犬、猫その他人に飼育されていた動物の死骸の火葬に必要な焼却設備を有する施設（施設内において動物の死骸を火葬する炉を搭載した自動車を焼却設備として使用する場合を含む。）、これらの動物の死骸を埋葬するための設備若しくは焼骨を納骨するための設備を有する施設又は火葬により生じた焼骨の粉末を地表等へ散布するための区域の設置
コインパーキングの設置	「開発事業条例」の適用を受けない駐車場の設置
スポーツレクリエーション施設の設置	土地そのものを施設の主たる構成要素とするスポーツレクリエーションの用に供する施設の設置
岩石等の採取施設の設置	採石法又は砂利採取法の規定による土地の掘削又は土の採取及び搬出の用に供する区域の設置
その他の施設の設置等	資材置場等その他の土地そのものの利用を主たる構成要素とする施設の設置

【※2】「保全対象緑地」とは、次に掲げる区域等です。（市ホームページで確認できます）

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 4 条第 1 項に規定する 歴史的風土保存区域
首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項に規定する近郊緑地保全区域
都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条第 2 項に規定する重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区
都市緑地法第 5 条第 1 項に規定する緑地保全地域
都市緑地法第 12 条第 1 項に規定する特別緑地保全地区の候補地
都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園の候補地

【※3】「指定建築物」とは、次に掲げる建築物です。

ワンルーム建築物	浴室、便所及び台所を有する 1 区画の専有面積が 40 ㎡以下の住戸を 6 戸以上有する建築物
葬祭場	葬祭を業として行うことを主たる目的とした集会施設

【※4】 300 ㎡以上 500 ㎡未満の土地における「一定の開発事業」とは、次に掲げる行為です。

行 為		建物用途	地 域
1	建築物の高さが 12m を超えるもの又は階数が 4 以上のものの建築	共 同 住 宅	区分 1 に属する地域のうち、風致地区内のすべての地域及び風致地区外で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域
2	建築物の高さが 15m 以上のもの又は階数が 5 以上のものの建築	共 同 住 宅	区分 2 に属する地域で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域
3	建築物の高さが 18m 以上のもの又は階数が 6 以上のものの建築	共同住宅以外	区分 1 に属する地域のうち、風致地区内のすべての地域及び風致地区外で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域
4	特定斜面地における宅地造成及び斜面地建築物の建築	共同住宅以外	区分 2 に属する地域で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域
5	土地に関する区画の分割	す べ て	すべての地域
6	土地の切土及び盛土に係る土量の和が 2,000 ㎡以上のもの	す べ て	市街化区域（保全対象緑地を含む場合を除く。）

※ 区分 1：風致地区及び鎌倉景観地区 区分 2：その他の区域。

※ 区分は、市ホームページで確認できます。

Ⅲ 手続の主な内容

1 中規模開発事業土地利用方針の届出 (条例第36条、第37条第1項・第2項)

(1) 届出書の提出

中規模開発事業土地利用方針届出書（第49号様式）を市長に提出してください。

(2) 添付図書等

	添付図書の名称	縮 尺	明示すべき事項
①	案内図	2,500分の1程度	・個人名、地図社名の表記のないものを使用 ・事業区域を  、赤枠で明示 ・主な道路及び目標物を明示、方位を記載 ・A4サイズ又はA3サイズ
②	公図の写し（コピー可）	600分の1程度	・事業区域を赤枠で明示 ・届出日から3カ月以内のもの オンラインで取得したもの可 ・区域及びその筆に接する筆の地名、地番、所有者の住所及び氏名を明示 ・転写日、転写人、作成者、作成日等を記載
③	登記事項証明書（土地）の写し（コピー可）		・届出日から3カ月以内のもの（オンラインで取得したもの可） ・事業区域内全ての筆（事業区域外の一団の土地も含む）
④	土地所有者等の同意書		・事業者が土地所有者でない場合は必要。押印必要。 （様式は任意、市ホームページに見本あり）
⑤	土地利用方針図	200分の1程度	・事業区域（赤枠）、建築物（離隔距離、面積（建面、延面）、階数、最高高さ等）・道路（種別、幅員）等の位置、高低差（事業区域内、道路、隣地）、方位、縮尺を記載 ・駐車場、駐輪場、雨水調整池及び防火水槽は、計画が決まっている場合に記載。（地下にある場合、地下にある旨を記載。） ・その他の施設等は計画の熟度に応じて記載 ・A3サイズ
⑥	予定建築物の立面図 ※予定建築物がある場合	200分の1程度	・予定建築物の位置及び形状、予定建築物の高さ、隣地の地形、平均地盤面（可能な範囲） ・2方向以上（形状に応じて方向を増やす。A3サイズ）
⑦	造成計画 平面図及び断面図 ※造成計画がある場合	200分の1程度	・切土及び盛土の範囲 ※盛土（赤）・切土（黄）で着色して明示ください。 ・隣地の地形を記載 ・2方向以上（形状に応じて方向を増やす。A3サイズ） ・切土及び盛土に係る土量計算を記載
⑧	その他市長が必要と認める図書		・その都度必要に応じて指定（下記例）
※	委任状		代理人が手続を行う場合は、事業者からの委任状を添付してください。押印必要。（様式は任意、市ホームページに見本あり）
※	求積図		事業区域面積の算定根拠となる求積図を添付してください。（道路後退がある場合は、その部分も含んだもの）
※	予定建築物の平面図		ワンルーム建築物の場合のみ（1区画の専有面積及び戸数がわかるもの）

(3) 提出時期

中規模開発事業の手続は、周辺住民等の開発事業の予定があることを早期に公開することが趣旨であることから、関連する法令等の基準に計画内容が全て適合しているかどうかの確認が行われている必要はなく、どの段階でこの届出を提出するかは届出者の判断となります。

ただし、中規模開発事業の手続がすべて終了しないと、開発事業条例第 13 条及び特定土地利用条例第 10 条に規定する事前相談の手続を行うことができません（事前調査や条例に基づかない事前の相談を行うことを妨げるものではありません。）。

(4) 土地利用方針の公告・縦覧

市長は、土地利用の方針の届出があったときは、その旨を公告するとともに、土地利用の方針の内容を公告の日の翌日から 7 日間（休日を除く。）公衆の縦覧に供します。

(5) まちづくり市民団体等への通知

市長は、土地利用の方針が提出され、公告した旨を当該開発の事業区域が存する町内会・自治会、まちづくり市民団体等に通知をします。 ※ ただし、下記の開発事業に限ります。

①開発事業に係る土地の面積が2,000㎡（市街化調整区域又は保全対象緑地を含む場合は、500㎡）以上の開発事業

②市街化区域（保全対象緑地を含む場合は除く。）における開発事業に係る土地の面積が500㎡以上2,000㎡未満で、土地の切土及び盛土に係る土量の和が2,000㎡以上の開発事業

③市街化区域（保全対象緑地を含む場合は除く。）における開発事業に係る土地の面積が300㎡以上500㎡未満で、土地の切土及び盛土に係る土量の和が2,000㎡以上の開発事業

2 標識の設置（条例第 37 条第 3 項）

すべての中規模開発事業において、標識を設置していただきます。

(1) 標識設置指示書

市から送付する標識設置指示書（第 50 号様式）に従って、事業区域内の見やすい場所に標識を設置してください。

(2) 標識の内容

中規模開発事業計画概要（第 51 号様式その 1 又はその 2）と計画図（第 36 号様式）

(3) 標識の設置数

1 基以上

(4) 標識設置届出書の提出

標識設置後、速やかに標識設置届出書（第 34 号様式）を市長に提出してください。

3 説明会の開催（条例第 37 条第 4 項～第 8 項）

説明会の開催、意見書の提出及び見解書の提出等の手続は、下記の開発事業に限ります。

①開発事業に係る土地の面積が2,000㎡（市街化調整区域又は保全対象緑地を含む場合は、500㎡）以上の開発事業

②市街化区域（保全対象緑地を含む場合は除く。）における開発事業に係る土地の面積が500㎡以上2,000㎡未満で、土地の切土及び盛土に係る土量の和が2,000㎡以上の開発事業

③市街化区域（保全対象緑地を含む場合は除く。）における開発事業に係る土地の面積が300㎡以上500㎡未満で、土地の切土及び盛土に係る土量の和が2,000㎡以上の開発事業

(1) 説明会開催の要請

標識設置の日の翌日から 7 日（休日を除く。）を経過する間に、周辺住民等から説明会開催の要請があった場合は、説明会を開催してください。

(2) 開催日時等の掲示

説明会を開催する日の 5 日前(中 5 日間以上必要)までに、説明会の開催日時、場所等を事業区域内に設置した標識に記載又は掲示してください。

(3) 説明会開催日時等報告書の提出

説明会開催日時等を標識に記載又は掲示したときは、直ちに説明会開催日時等報告書（第 38 号様式）を市長に提出してください。

(4) 説明会開催結果報告書の提出（説明会開催の要請がなかった場合も含む。）

説明会の終了後、速やかに中規模開発事業説明会開催結果報告書（第 52 号様式）を市長に提出してください。

説明会開催の要請がなかった場合も、説明会開催結果報告書にて、その旨を報告してください。

(5) 説明会開催結果報告書の公告・縦覧（説明会開催の要請がなかった場合も含む。）

市長は、中規模開発事業説明会開催結果報告書が提出されたときは、その旨を公告するとともに、報告書の内容を公告の日の翌日から 7 日間(休日を除く。)公衆の縦覧に供します。

4 意見書に対する見解書の提出（条例第 38 条、第 39 条）

(1) 意見書の提出

土地利用方針届出書の公告の日から、説明会開催結果報告書（説明会開催の要請がなかった場合も含む。）の縦覧期間（公告の日の翌日から休日を除く 7 日間）が満了する日の翌日から 7 日（休日を除く。）が経過する日までの間に、周辺住民等は市長に対して当該土地利用方針についての意見書（第 40 号様式）を提出することができます。

(2) 見解書の作成

提出された意見書の写しを事業者の方へ送付しますので、その意見書に対する見解書（第 41 号様式）を作成し、市長に提出してください。

見解書の作成に当たっては、意見書の内容をできる限り反映するよう努めてください。

(3) 見解書の公告・縦覧

市長は、見解書が提出されたときは、その旨を公告するとともに、見解書の内容を公告の日の翌日から 7 日間（休日を除く。）公衆の縦覧に供します。

また、見解書の写しを意見書の提出者に送付します。

5 手続の終了（条例第 40 条）

見解書の縦覧期間が満了した時点で、まちづくり条例における中規模開発事業の手続は終了です。市から中規模開発事業手続終了通知（第 53 号様式）を交付します。

なお、意見書の提出が所定期間内になかった場合は、当該期間の満了をもって中規模開発事業の手続は終了となります。

この後に、開発事業条例第 13 条又は特定土地利用条例第 10 条に基づく事前相談手続を行ってください。

6 その他

(1) 中規模開発事業を変更しようとするとき（条例第 41 条）

中規模開発事業を変更しようとするときは、中規模開発事業変更届出書（第 54 号様式）を市長に提出し、必要な手続を行ってください。

(2) 中規模開発事業を廃止しようとするとき（条例第 49 条）

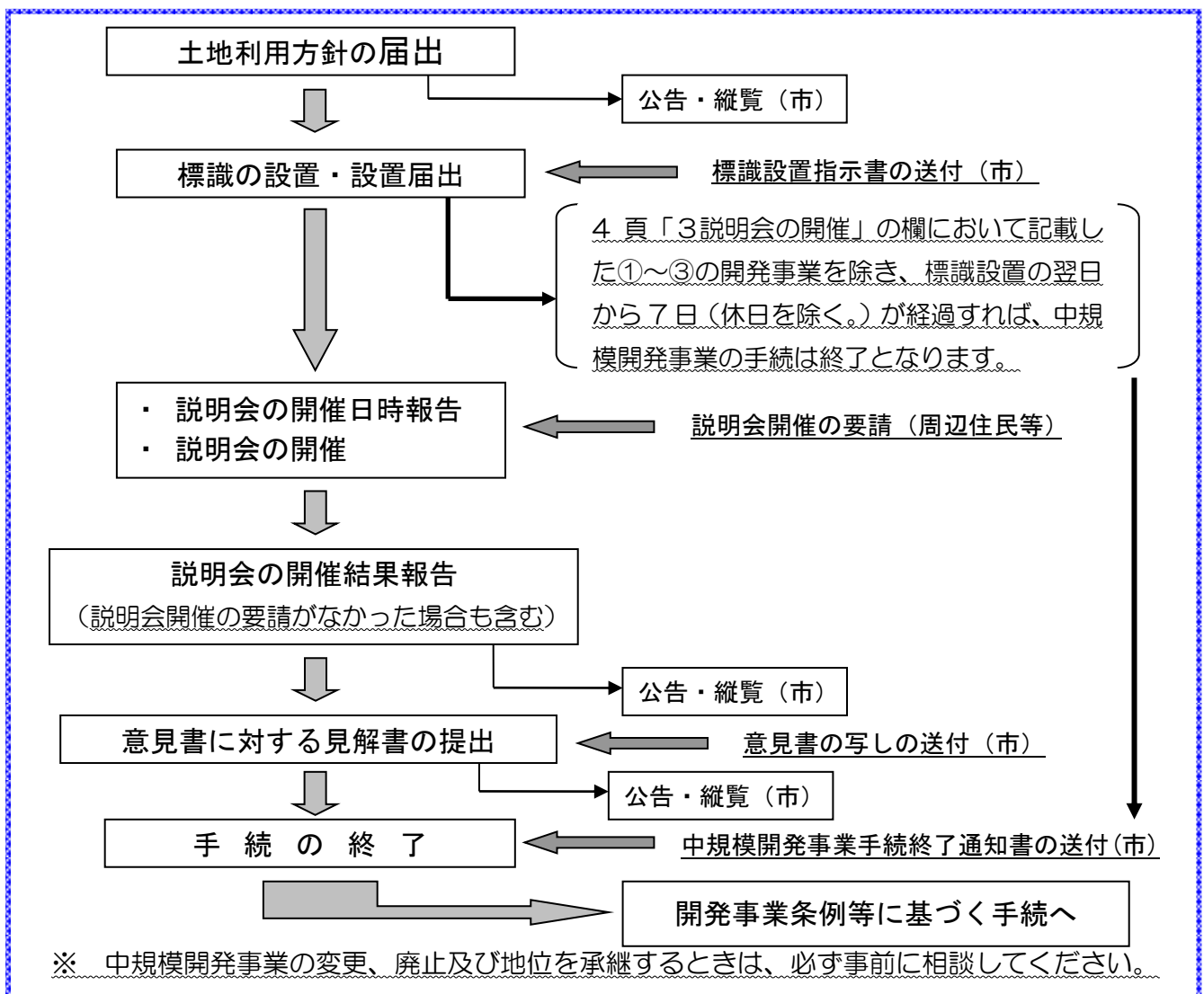
中規模開発事業を廃止しようとするときは、大規模・中規模開発事業廃止届出書（第 58 号様式）を市長に提出してください。

なお、既に標識を設置している場合は、速やかに撤去してください。

(3) 地位を承継しようとするとき（条例第 50 条第 2 項）

中規模開発事業を承継しようとする者は、開発事業地位承継申請書（第 59 号様式）を市長に提出し、承認を受けてください。

手続の基本フロー



◎ 届出書の様式等

手続に必要な様式（届出書等）のほか、鎌倉市まちづくり条例及び施行規則、手続の手引並びに届出を受け公告を行った開発事業について、鎌倉市ホームページで御覧いただけます。

届出・申請をされる皆様へ

今日、地球温暖化などさまざまな環境問題が深刻化しています。現在のみならず将来の人々のためにより良い環境を保全していくには、皆さん一人ひとりの取組が必要です。

提出書類等には、環境負荷の少ない製品を使用しましょう。

「環境にやさしい経営」に向け、省エネルギー・省資源に努め、グリーン購入を推進しましょう。



私の名前はエコラ。鎌倉の上空から、地球環境を見守っています。
（鎌倉市環境部環境政策課マスコット）

◆ グリーン購入とは

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。グリーン購入は、誰でも今すぐにできる地球環境保全への取組です。

※第49号様式は鎌倉市のホームページからWORD、PDF形式でダウンロードいただけます。

※法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

第49号様式（第55条）

中規模開発事業土地利用方針届出書

(宛先) 鎌倉市長

①届出日を記入

年 月 日

②事業者と土地所有者が違う場合は土地所有者全ての同意書が必要になります。

③代理人が届出をする場合は事業者からの委任状が必要です。
※事業者の従業員の方を代理人とする場合でも、同様に委任状が必要です。

住所
事業者 氏名 印
電話
住所
代理人 氏名 印
電話
法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

⑤地番が複数の場合は『鎌倉市七里ガ浜〇丁目〇〇番〇〇外〇筆』、『鎌倉市七里ガ浜〇丁目〇〇番〇〇外〇筆の一部』などにご記入ください。
※ご不明な点がある場合は、担当にご確認ください。

④区画の分割の場合

④共同住宅の場合

④その他の場合は、コインパーキング、ワンルーム建築物、店舗などが該当します。
※ご不明な点がある場合は、担当にご確認ください。

鎌倉市まちづくり条例第36条の規定により、次のとおり中規模開発事業の土地利用の方針書を届け出ます。

事業区域	☐ 区画の分割	用途	☐ 一戸建ての住宅用宅地 (〇〇 区画)		
事業区域	☐ 共同住宅 (別荘建築物を除く)	棟数	〇棟	階数	〇階
事業区域	☐ その他	戸数	〇戸	高さ	〇.〇〇〇m
事業区域	地名地番	鎌倉市 七里ガ浜〇丁目〇〇番〇〇			
事業区域	面積	〇〇〇.〇〇 m ² ☐ 公簿 ☐ 実測			
土地利用規制	区域区分	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域			
土地利用規制	宅地造成工事規制区域	☐ 区域内 ☐ 区域外			
土地利用規制	風致地区	☐ 第 種風致地区 ☐ 区域外			
土地利用規制	用途地域	(容積率 % / 建蔽率 %)			
土地利用規制	保全対象緑地	☐ 区域内 ☐ 区域外			
土地利用規制	その他				
適用区域	☐ 特定土地利用 ☐ 条例第2条第1項第6号ア □ 開発事業に係る土地の面積が500m ² 以上5,000m ² 未満 □ 市街化調整区域又は保全対象緑地を含む500m ² 以上2,000m ² 未満 ☐ 条例第2条第1項第6号イ (500m ² 未満) □ ワンルーム建築物の建築 □ 葬祭場の建築 ☐ 条例第2条第1項第6号ウ (300m ² 以上500m ² 未満) □ 建築物の高さが12mを超えるもの又は階数が4以上のものの建築 (共同住宅・区分1) □ 建築物の高さが15m以上のもの又は階数が5以上のものの建築 (共同住宅・区分2) □ 建築物の高さが15m以上のもの又は階数が5以上のものの建築 (共同住宅以外・区分1) □ 建築物の高さが18mを以上のもの又は階数が6以上のものの建築 (共同住宅以外・区分2) □ 特定斜面地における宅地造成及び斜面地建築物の建築 (すべての地域) □ 土地に関する区画の分割 (すべての地域) □ 土地の切土及び盛土に係る土量の和が2,000m ² 以上のもの (市街化区域) (切土: m ² 、盛土: m ² 合計: m ²)				

(注) 裏面に記載した図書を添付してください。

※裏面をご確認ください。

⑦都市計画課で
ご確認ください。

⑥実測面積または、公簿面積をご記入ください。
※道路後退がある場合は後退前の面積となります。
※実測面積を記入する場合は求積図等面積の根拠となる図面を添付して下さい。

※『建築協定区域』
『住民協定区域』
『自主まちづくり計画区域』
事業区域が上記区域内に該当する場合は所管課に確認の上『その他』にご記入ください。

⑩該当するところにチェックしてください。
注意：コインパーキングは特定土地利用になります。
チェックがご不明な場合は、担当にご確認ください。

注意：届出は一式一部の提出になります。

訂正がないよう、十分確認の上、届出してください。

なお、届出書の事業者及び代理人の押印は省略可能です。

(添付図書) ※詳細は下記の表のとおり

1 案内図 2 公図の写し 3 登記事項証明書（土地）の写し 4 土地所有者等の同意書 5 土地利用方針図 6 予定建築物の立面図（2方向以上） 7 造成計画平面図（切土及び盛土に係る土量計算を明示）及び断面図（2方向以上） 8 その他市長が必要と認める図書			
	添付図書の名称	縮 尺	明示すべき事項
①	案内図	2,500分の1程度	・個人名、地図社名の表記のないものを使用 ・事業区域を  、赤枠で明示 ・主な道路及び目標物を明示、方位を記載 ・A4サイズ又はA3サイズ
②	公図の写し（コピー可）	600分の1程度	・事業区域を赤枠で明示 ・届出日から3カ月以内のもの オンラインで取得したもの可 ・区域及びその筆に接する筆の地名、地番、所有者の住所及び氏名を明示 ・転写日、転写人、作成者、作成日等を記載
③	登記事項証明書（土地）の写し（コピー可）		・届出日から3カ月以内のもの（オンラインで取得したもの可） ・事業区域内全ての筆（事業区域外の一団の土地も含む）
④	土地所有者等の同意書		・事業者が土地所有者でない場合は必要。押印必要。 （様式は任意、市ホームページに見本あり）
⑤	土地利用方針図	200分の1程度	・事業区域（赤枠）、建築物（離隔距離、面積（建面、延面）、階数、最高高さ等）・道路（種別、幅員）等の位置、高低差（事業区域内、道路、隣地）、方位、縮尺を記載 ・駐車場、駐輪場、雨水調整池及び防火水槽は、計画が決まっている場合に記載。（地下にある場合、地下にある旨を記載。） ・その他の施設等は計画の熟度に応じて記載 ・A3サイズ
⑥	予定建築物の立面図 ※予定建築物がある場合	200分の1程度	・予定建築物の位置及び形状、予定建築物の高さ、隣地の地形、平均地盤面（可能な範囲） ・2方向以上（形状に応じて方向を増やす。A3サイズ）
⑦	造成計画 平面図及び断面図 ※造成計画がある場合	200分の1程度	・切土及び盛土の範囲 ※盛土（赤）・切土（黄）で着色して明示ください。 ・隣地の地形を記載 ・2方向以上（形状に応じて方向を増やす。A3サイズ） ・切土及び盛土に係る土量計算を記載
⑧	その他市長が必要と認める図書		・その都度必要に応じて指定（下記参照）
※	委任状		代理人が手続を行う場合は、事業者からの委任状を添付してください。押印必要。（様式は任意、市ホームページに見本あり）
※	求積図		事業区域面積の算定根拠となる求積図を添付してください。（道路後退がある場合、その部分も含んだもの）
※	予定建築物の平面図		ワンルーム建築物の場合のみ（1区画の専有面積及び戸数がわかるもの）

標識の設置（条例第 37 条第 3 項）

すべての中規模開発事業において、標識を設置していただきます。

- ① 標識設置指示書

市から送付する標識設置指示書（第 50 号様式）に従って、事業区域内の見やすい場所に標識を設置してください。
- ② 標識内容

中規模開発事業計画概要（第 51 号様式その 1 又はその 2）と計画図（第 36 号様式）
- ③ 標識の設置数

1 基以上
- ④ 標識設置届出書の提出

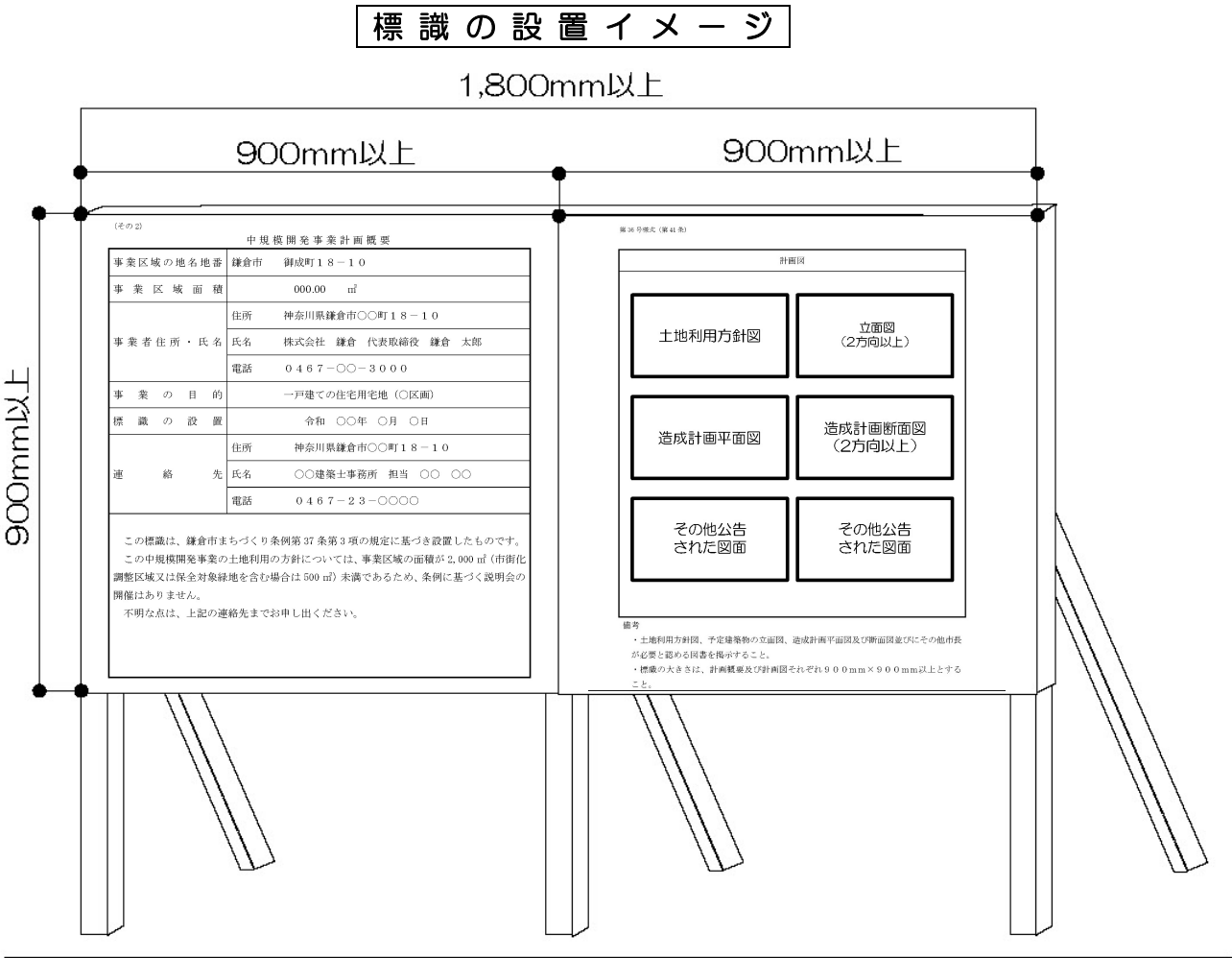
標識設置後、速やかに標識設置届出書（第 34 号様式）を市長に提出してください。

提出書類：

標識設置届出書（第 34 号様式）※標識設置場所は土地利用計画図に記載し流用添付可

近景（文字確認のできるもの）の写真

遠景（設置位置確認のできるもの）の写真



標識の大きさH＝900mm×W＝1800mm以上とすること。

注意：中規模開発事業計画概要は説明会あり・なしで内容が異なります。

概要・計画図をご記入の上、設置ください。

注意：事業者が個人の場合は電話番号記入は不要となります。

提出写真：近景写真（文字確認のできるもの）・遠景写真（設置位置確認のできるもの）

鎌倉市まちづくり条例に基づく『中規模開発事業』標識設置（説明会なし）注意事項

900mm以上 (標識の大きさは必ず厳守するようご注意ください) 標識設置指示書に記載の『地番・面積』をご記入ください。 (その2) 中規模開発事業計画概要 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業区域の地名地番</td> <td>鎌倉市</td> </tr> <tr> <td>事業区域面積</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> <tr> <td>事業者住所・氏名</td> <td>住所 氏名 電話</td> </tr> <tr> <td>事業の目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標識の設置</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>住所 氏名 電話</td> </tr> </table> この標識は、鎌倉市まちづくり条例第37条第3項の規定に基づき設置したものです。 この中規模開発事業の土地利用の方針については、事業区域の面積が2,000㎡(市街化調整区域又は保全対象緑地を含む場合は500㎡)未満であるため、条例に基づく説明会の開催はありません。 不明な点は、上記の連絡先までお申し出ください。 標識設置指示書に記載の『事業の目的』をご記入ください。	事業区域の地名地番	鎌倉市	事業区域面積	㎡	事業者住所・氏名	住所 氏名 電話	事業の目的		標識の設置	年 月 日	連絡先	住所 氏名 電話	900mm以上 (標識の大きさは必ず厳守するようご注意ください) 公告された図面を設置してください。 事業内容によって設置いただく図面が異なりますので、詳しくは担当にご確認ください。 第36号様式(第41条) 計画図 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">土地利用方針図</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">立面図 (2方向)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">造成計画平面図</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">造成計画断面図 (2方向以上)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">その他公告 された図面</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">その他公告 された図面</td> </tr> </table> 備考 ・土地利用方針図、予定建築物の立面図、造成計画平面図及び断面図並びにその他市長が必要と認める図書を掲示すること。 ・標識の大きさは、計画概要及び計画図それぞれ900mm×900mm以上とすること。	土地利用方針図	立面図 (2方向)	造成計画平面図	造成計画断面図 (2方向以上)	その他公告 された図面	その他公告 された図面
事業区域の地名地番	鎌倉市																		
事業区域面積	㎡																		
事業者住所・氏名	住所 氏名 電話																		
事業の目的																			
標識の設置	年 月 日																		
連絡先	住所 氏名 電話																		
土地利用方針図	立面図 (2方向)																		
造成計画平面図	造成計画断面図 (2方向以上)																		
その他公告 された図面	その他公告 された図面																		
1,800mm以上 (標識の大きさは必ず厳守するようご注意ください)																			

※公告文、公告された図面等は、鎌倉市のホームページからご確認いただけますので、標識の記載内容については十分に確認のうえ、間違いのないようご注意ください。

※標識設置届出書に添付する写真は、文字・図面等が確認できるものとしてください。

※第34号様式は鎌倉市のホームページからWORD、PDF形式でダウンロードいただけます。

①届出日を記入

第34号様式（第40条）

標識設置届出書

(宛先) 鎌倉市長

年 月 日

②事業者・代理人は中規模開発事業土地利用方針届出書と同じになります。

事業者 住所
氏名 印
電話
住所
代理人 氏名 印
電話

〔法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

③標識設置指示書に記載の事業の目的・地名地番・面積を記載ください。

鎌倉市まちづくり条例第27条第3項の規定により、次のとおり標識を設置したので届は出ます。

事業の目的		
事業区域	地名地番	鎌倉市
	面積	m ²

標識設置年月日 年 月 日

④標識を設置した年月日を記入ください。

標識設置場所

⑤図面に標識設置場所を記入し、別紙参照と記入頂いても可

(注) 標識の設置状況の写真(遠景及び近景)を添付してください。

⑥近景の写真は文字、図面の確認できるものを添付してください。

注意：届出は一式一部の提出になります。

訂正がないよう、十分確認の上、届出してください。

なお、届出書の事業者及び代理人の押印は省略可能です。

鎌倉市まちづくり条例標識雛形

中規模その1 説明会申出あり（第51号様式その1）

第51号様式（第57条）
（その1）

中規模開発事業計画概要

事業区域の地名地番	鎌倉市
事業区域面積	m ²
事業者住所・氏名	住所
	氏名
	電話
事業の目的	
標識の設置	年 月 日
連絡先	住所
	氏名
	電話
この標識は、鎌倉市まちづくり条例第37条 周辺住民等の方で、この中規模開発事業の土地関係について説明会の開催を希望される方は、 年 月 日までに上記の連絡先までお申し出ください。	
説明会の開催の有無	☐ 有 ☐ 無
説明会の開催日時	年 月 日 時 分から
説明会の開催場所	名称
	所在
意見書の提出期間	年 月 日から 年 月 日まで

平日、休日関係なく実際に設置した日を記入

標識設置日の翌日から数えて、土・日・祝日を除いた7日間を記載

説明会を開催する日の5日前までに（中5日）、開催日時、開催場所を記載

中規模開発事業の届出が公告された日を記入

説明会開催結果報告の公告日の翌日から土・日・祝日を除いた14日目を記入

注：説明会には「事業者」が必ず出席するようにしてください。

中規模その2 説明会なし（第51号様式その2）

（その2）

中規模開発事業計画概要

事業区域の地名地番	鎌倉市
事業区域面積	m ²
事業者住所・氏名	住所
	氏名
	電話
事業の目的	
標識の設置	年 月 日
連絡先	住所
	氏名
	電話
この標識は、鎌倉市まちづくり条例第37条第3項の規定に基づき設置したものです。 この中規模開発事業の土地利用の方針については、事業区域の面積が2,000 m²（市街化調整区域又は保全対象緑地を含む場合は500 m²）未満であるため、条例に基づく説明会の開催はありません。 不明な点は、上記の連絡先までお申し出ください。	

大 規 模（第 35 号様式）

第 35 号様式（第 41 条）
大規模開発事業計画概要

事業区域の地名地番	鎌倉市
事業区域面積	m ²
事業者住所・氏名	住所
	氏名
事業の目的	電話
土地利用の方針	
公共施設及び公益的施設の整備の方針	
環境及び景観の保全及び配慮の方針	
標 識 の 設 置	年 月 日
連絡先	住所
	氏名
	電話
説明会の開催日時	年 月 日 時 分から
説明会の開催場所	名称
	所在
意見書の提出期間	年 月 日から 年 月 日まで
この標識は、鎌倉市まちづくり条例第 27 条第 3 項の規定に基づき設置したものです。 市民は、上記の「意見書の提出期間」に市長に対し、当該基本事項についての意見書を提出することができます。	
意見書の提出先	
鎌倉市役所 部 課	
電 話 ()	
F A X ()	

大規模、中規模共通書式（第 36 号様式）

第 36 号様式（第 41 条）

計画図

備考

- ・土地利用方針図、予定建築物の立面図、造成計画平面図及び断面図並びにその他市長が必要と認める図書を提示すること。
- ・標識の大きさは、計画概要及び計画図それぞれ 9 0 0 mm×9 0 0 mm 以上とすること。

帳票等様式ダウンロード方法



鎌倉市役所 HP トップ画面の
オンラインサービスより
申請書等ダウンロード
をクリック



申請書等ダウンロードサービス
開発・建築関係
をクリック



申請書等ダウンロードサービス
(開発・建築関係)
1 鎌倉市内で大規模・中規模開発
事業などを行うとき
鎌倉市まちづくり条例に基づく
届出書等 (大規模開発事業・中規
模開発事業)
をクリック



鎌倉市まちづくり条例に基づく届出書等 (大規模開発事業・中規模開発事業) のページから手続等に必要の書式をダウンロードしてご利用ください。
ご不明な点は土地利用政策課 (土地利用調整担当) までお問い合わせください。

* お問い合わせ先 まちづくり計画部 土地利用政策課 土地利用調整担当
☎ 0467-23-3000（内線2826、2827）
メールアドレス tochiri@city.kamakura.kanagawa.jp